令和８年度熊谷市障害者優先調達推進方針

令和８年４月１日決裁

１　策定趣旨

平成２５年４月１日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行された。本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者優先調達推進法第９条に基づき令和７年度熊谷市障害者優先調達推進方針を策定し、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

２　適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

３　対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（２）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（３）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（(ア)～(ウ)の全てを満たすもの）

(ア) 障害者の雇用者数が５人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の２０％以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

（５）障害者福祉団体

４　調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5　基本的な考え方

（１）障害者優先調達の推進については、市の全機関が取り組むものとする。

（２）予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

（３）物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6　推進の方法

（１）調達の方法

障害福祉課は、調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供する。

各課等は、その情報に基づき障害者就労施設等から直接調達する。

（２）調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、年度終了後に取りまとめ、公表する。

7　調達の目標

令和８年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額　１０，０００千円

8　その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのＰＲの推進にも努めることとする。

9　調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。